

# 第2次鹿児島市男女共同参画計画改定版

(平成29年度～33年度) 事業計画 (案)

(平成28年11月)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策の方向性Ⅰ-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革  
 推進施策 (1) 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<p>①固定的な性別役割分担意識の解消や男性の参画を重視した啓発活動</p> <p>②男女共同参画社会の形成に向けた講座、研修会等の実施</p> <p>「個人の多様な生き方を制約する固定的性別役割分担意識を反映した制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように、男女共同参画の理念を分かりやすく広報・啓発します。                      また、男女共同参画社会の形成における男性にとっての意義と責任、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を行っていきます。」</p>	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画情報誌「すてっぷ」を発行する。	①男女共同参画の理念の広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画啓発パンフレット等の配布	男女共同参画の意識啓発を図るための啓発パンフレット等を講座参加者等へ配布する。	①男女共同参画の理念の広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	市政広報紙、ホームページ等を通じた情報発信	市政広報紙やホームページ等で男女共同参画に関する情報を提供する。	①男女共同参画の理念の広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画週間関連事業	男女共同参画週間フォーラムを実施する。	①男女共同参画の理念の広報・啓発 ②男女共同参画社会の形成に向けた講座	○	継続	男女共同参画推進課
	サンエールフェスタ開催事業	男女共同参画社会の実現に向けた市民と共に考え行動する参画型イベントを実行委員会方式で実施する。	①男女共同参画の理念の広報・啓発 ②男女共同参画社会の形成に向けた講座	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)	男女共同参画に対する理解と認識を深めるための各種講座を実施する。	②男女共同参画社会の形成に向けた講座	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(能力開発講座)	女性の社会参画を支援し能力開発を図るため及び男性の生活技術の向上を支援するための各種講座を実施する。	②男女共同参画社会の形成に向けた講座	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(学習会講師派遣)	団体等が開催する男女共同参画に関する学習会へ講師を派遣する。	②男女共同参画社会の形成に向けた講座	○	継続	男女共同参画推進課
	勤労女性センター事業(職能向上・生活支援講座)	女性の社会参画を支援し能力開発を図る講座を実施するとともに、各種の講座を男性が受講できるようにする。	②男女共同参画社会の形成に向けた講座	△	継続	生涯学習課
	社会学級の開設事業	家庭教育学級、成人学級、女性学級、父親セミナーにおける学習を実施する。	②男女共同参画社会の形成に向けた講座	△	継続	生涯学習課
	公民館管理運営事業	企業内生涯学習セミナーを実施する。	②男女共同参画社会の形成に向けた講座	△	継続	生涯学習課
	男女共同参画計画推進事業(職員対象研修会)	男女共同参画推を推進する行政側の意識啓発を図るため、職員を対象に研修を実施する。	②男女共同参画社会の形成に向けた講座	○	継続	男女共同参画推進課
	職員研修事業	職員を対象とした基本研修の中で男女共同参画社会やセクシュアルハラスメントに関する科目を実施する。	②男女共同参画社会の形成に向けた講座	○	継続	人事課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策の方向性Ⅰ-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革  
 推進施策 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<p>①制度や慣行についての学習機会と情報の提供</p> <p>②ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)の視点に立った慣行の見直し</p> <p>「男女共同参画社会の実現に向けた各種事業や啓発誌の発行を通して、あらゆる年代にジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)に敏感な意識を浸透させます。                      また、市職員については旧姓使用を認めるなど、率先して慣行の見直しに取り組みます。」</p>	男女共同参画情報誌の発行	再掲P1 I-1(1)	①制度や慣行についての情報提供	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画啓発パンフレット等の配布	再掲P1 I-1(1)	①制度や慣行についての情報提供	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)	再掲P1 I-1(1)	①制度や慣行についての情報提供	○	継続	男女共同参画推進課
	市職員の旧姓使用	市職員が婚姻等により改姓した後も、引き続き旧姓を文書等(一部)に使用することができるようにしている。	②ジェンダーの視点に立った慣行の見直し	○	継続	人事課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策の方向性Ⅰ-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革  
 推進施策 (3) 男女共同参画に関する調査・研究の実施

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの  
 △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①男女共同参画に関する調査研究の実施 ②女性のおかれた状況や社会情勢などを把握するための各種統計情報(出生率、就労、介護、保育、公職参画など)等の収集、整備、提供 「男女共同参画をめぐる現状や市民の意識についての調査を行うほか、各種統計情報の収集・整備・提供に努めます。 また、男女共同参画を自発的に研究する市民グループ等の活動を支援します。」	男女共同参画センター運営事業(調査研究支援)	男女共同参画に関する現状や課題について調査研究を行うグループに対し、その経費の一部を助成する。	①男女共同参画に関する調査研究	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画に関する市民意識調査	5年に1度、男女共同参画に関する市民意識調査を行う。	①男女共同参画に関する調査研究	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(図書等の収集提供等)	男女共同参画に関する図書・ビデオ等を収集し提供する。インターネットによる男女共同参画に関する情報を提供する。	②男女共同参画に関する統計情報の収集・提供	○	継続	男女共同参画推進課
	勤労者労働基本調査	3年に1度、市内の事業所を対象に勤労者の実態や雇用の状況を把握するとともに、勤労意識等に関する調査を行う。	①男女共同参画に関する調査研究	○	継続	雇用推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策の方向性Ⅰ-2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実  
 推進施策 (1) 教育による男女共同参画の推進

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの  
 △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①教職員の意識啓発と研修の充実 ②男女共同参画・ジェンダーの視点に立った学校教育(人権の尊重、男女平等教育、PTA、学級活動における配慮、進路指導等) ③家庭教育に関する学習機会の提供 「教職員を対象とした研修を充実し、男女平等の理念の浸透と意識の高揚を図り、男女共同参画、ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)の視点に立った学校教育を推進します。 また、家庭においては幼児期からジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)にとらわれない子育てや、男女がお互いを尊重しあい、理解し助け合う心を育む教育に取り組むことが重要であり、そのために家庭教育に関する学習機会を提供します。」	教職員対象研修会	教職員を対象とした男女共同参画に関する事業の実施方法を検討する。	①教職員の意識啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画啓発パンフレット等の配布	再掲P1 I-1(1)	①教職員の意識啓発	△	継続	男女共同参画推進課
	人権教育の推進	教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間、人権教育、生徒指導、進路指導等の中で、男女平等の精神に基づいた指導を充実させるとともに積極的な情報提供に努める。	②男女共同参画の視点に立った学校教育	○	継続	学校教育課
	公民館管理運営事業	地域別人権問題研修会を開催し、人権尊重の意識啓発を図る。	③家庭教育に関する学習機会の提供	○	継続	生涯学習課
	社会学級の開設事業(家庭教育学級)	小・中学校に家庭教育学級を開設し、家庭教育に関する学習機会を提供する。	③家庭教育に関する学習機会の提供	○	継続	生涯学習課
	乳幼児と保護者のための家庭の教育力向上講座開催事業	生涯学習プラザ、公民館において、乳幼児と保護者のための家庭の教育力向上講座を開催する。	③家庭教育に関する学習機会の提供	○	継続	生涯学習課
	男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)	再掲P1 I-1(1)	③家庭教育に関する学習機会の提供	○	継続	男女共同参画推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策の方向性Ⅰ-2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実  
 推進施策 (2) 情報を活用する能力(メディア・リテラシー)向上のための取組

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの  
 △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①情報教育の推進 ②メディア・リテラシー向上のための広報・啓発、学習機会の提供 「インターネットなどメディアによる影響が増大していることから、メディアに対して主体的に必要な情報を引き出し、評価・識別できるよう、メディア・リテラシー教育を推進します。」	サンエールフェスタ開催事業	再掲P1 I-1(1)	②メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供	△	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)	再掲P1 I-1(1)	②メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供	○	継続	男女共同参画推進課
	情報モラル・情報セキュリティ講座	専門的知識を持つ講師による、教員を対象とした情報モラル講座を実施する。	①情報教育の推進 ②メディア・リテラシー教育の推進	○	継続	学校教育課 (学習情報センター)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策の方向性Ⅰ-2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実  
 推進施策 (3) 生涯学習の推進と女性のエンパワーメントの促進

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの  
 △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①生涯学習の推進 ②女性の教育・学習活動の促進 「人生のそれぞれの段階における主体的で多様な選択を可能にするため、サンエールかごしま(男女共同参画センター、生涯学習プラザ)を中心とした学習機会の提供と公民館活動の充実、教育文化施設の利用を促進します。 また、女性が社会的、職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努めます。」	生涯学習プラザ事業	生涯学習プラザにおいて、料理、子育て、介護、パソコンなど、生涯各期のニーズに即した学習の場を設ける。	①生涯学習の推進	○	継続	生涯学習課
	公民館運営事業	地域公民館において、料理、子育て、介護、パソコンなど、生涯各期のニーズに即した学習の場を設ける。	①生涯学習の推進	○	継続	生涯学習課
	男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)	再掲P1 I-1(1)	②女性のエンパワーメントの促進	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(能力開発講座)	再掲P1 I-1(1)	②女性のエンパワーメントの促進	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(図書等の収集提供等)	再掲P2 I-1(3)	②女性のエンパワーメントの促進	○	継続	男女共同参画推進課
	女性教育活動推進事業	女性リーダー研修会や国内派遣事業を実施する。	②女性のエンパワーメントの促進	○	継続	生涯学習課
	勤労女性センター事業(各種講座、自主クラブ)	職能向上や趣味教養などに関する講座を開設するとともに、自主クラブ等の育成支援を行う。	②女性のエンパワーメントの促進	○	継続	生涯学習課



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  
推進施策 (1) 審議会等への女性の参画の推進

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①各種審議会等の女性の公職参画状況調査の実施 ②各種審議会等への女性の参画率についての目標値の設定(平成28年度までに36%、33年度までに40%を達成するよう努める) 「各種審議会等の女性の公職参画状況調査を実施するとともに、平成33年度までに女性委員の比率を40%とするために、登用計画の策定、進行管理を行います。」	公職参画状況調査	各種審議会等の女性委員の参画状況調査を実施する。	①女性の公職参加状況調査の実施	○	継続	男女共同参画推進課
	登用計画調査の実施	登用計画の進行管理を行う。	①女性の公職参加状況調査の実施	○	継続	男女共同参画推進課
	登用計画の作成	審議会等における女性委員の参画率を、平成33年度までに40%になるよう各審議会ごとに目標値を定めた登用計画を作成する。	②女性の公職参画に向けた取組	○	継続	全課
	各種審議会等への女性の選任	参画率の目標値の達成にむけ、女性委員の参画を促進する。	②女性の公職参画に向けた取組	○	継続	全課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  
推進施策 (2) 女性市職員の採用・登用の推進

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
【拡充】 ①男女平等・成績主義を基本原則とした採用及び能力に応じた女性職員の積極的な登用 ②女性職員の活躍推進に関する取組 「能力主義と適材適所を基本としながら、女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画に則り、能力開発のための研修の充実、ロールモデルの紹介などに努め、女性職員の積極的な登用を進めます。」	職員採用試験の実施	男女平等・成績主義に基づき、公平公正な職員採用試験を実施する。	①女性職員の積極的な登用	○	継続	人事課
	人事評価制度を活用した職員の登用	公平で客観性、透明性の高い人事評価制度を活用し、性別にかかわらず能力・業績に応じた職員の登用を行う。	①女性職員の積極的な登用	○	継続	人事課
	女性職員の職域の拡大	適材適所の原則の下、性別にかかわらず能力に応じた配置を行い、女性職員の職域拡大に努める。	①女性職員の積極的な登用	○	継続	人事課
			①女性職員の積極的な登用	○	継続	交通局総務課
			①女性職員の積極的な登用	○	継続	水道局総務課
			①女性職員の積極的な登用	○	継続	船舶局総務課
	特定事業主行動計画に基づく取組	女性職員を対象とする研修や女性先輩職員の体験談の紹介を行うほか、これまで以上に女性職員の積極的な登用を進める。	②女性職員の活躍推進に関する取組	○	新規	人事課
		女性消防吏員の受験者数を増やすため、大学等でのガイダンス用パンフレット内容の見直しや女性消防吏員の派遣による就職説明会の実施など女性消防吏員の積極的な登用を進める。	②女性職員の活躍推進に関する取組	○	新規	消防局総務課
		男女平等・成績主義を基本原則とした採用及び能力に応じた女性職員の積極的な登用を行っていくとともに、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備として、育児休業を取得した職員の職場復帰支援を行う。	②女性職員の活躍推進に関する取組	○	新規	市立病院総務課

特定事業主行動計画に基づく取組	平成32年度までに男性職員の配偶者出産休暇の取得率を100%にする。	②女性職員の活躍推進に関する取組	○	新規	交通局総務課
	子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組みとして、希望者にはキャリアアップのための研修機会を設けるなどキャリア形成を支援する。	②女性職員の活躍推進に関する取組	○	新規	水道局総務課
	長期的人材育成の観点から、女性職員に様々な経験を積む機会を設け、係長以上の人材確保を目的とした人材育成を行うとともに、市長事務部局で実施する研修において、女性職員による多様なロールモデル、キャリアパスの事例の紹介を行っていることから、積極的に研修に参加させることで、平成32年度までに管理的地位に占める女性の割合を1名以上とする。	②女性職員の活躍推進に関する取組	○	新規	船舶局総務課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

推進施策 (3) 女性の能力開発と人材情報の整備

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①様々な分野における女性の能力開発のための学習機会の提供	男女共同参画センター運営事業(能力開発講座)	再掲P1 I-1(1)	①女性の能力開発のための学習機会の提供	○	継続	男女共同参画推進課
②グループの学習活動の支援や、活動成果の発表の場の確保や公表	勤労女性センター事業(職能向上に関する講座)	職業能力開発に関する講座を開設する。	①女性の能力開発のための学習機会の提供	○	継続	生涯学習課
③人材育成のための養成事業と人材リストの整備・データベース化	女性団体連合会活動助成事業	女性団体連合会へ活動助成金を交付する。	②女性グループの学習活動の支援	○	継続	男女共同参画推進課
④女性ロールモデル(他者への見本となる役割モデル)の発掘や活躍事例等の収集、情報提供	勤労女性センター事業(自主クラブ)	自主クラブの育成支援を行う。	②女性グループの学習活動の支援	○	継続	生涯学習課
「様々な分野における女性のための学習機会を提供するほか、社会参画を促進するための市民活動を支援します。 女性リーダーを養成するとともに、人材情報を収集・整備して提供します。 活躍する女性のロールモデルの発掘や活躍事例の収集、提供を行います。」	女性教育活動推進事業	女性学級や勤労女性センター自主グループ等の学習活動を支援する。	②女性グループの学習活動の支援	○	継続	生涯学習課
	男女共同参画センター運営事業(男女共同参画推進リーダー国内派遣)	男女共同参画社会の形成に意欲を持つ市民のリーダーとしての資質の向上を目指して国内会議等に派遣する。必要経費の一部を助成する。	③女性リーダーの養成	○	継続	男女共同参画推進課
	人材リストの整備(平成25年度に開館以来の人材リストを再整備)	男女共同参画を推進する講師等人材リストを更新・管理する。	③人材リストの整備	○	継続	男女共同参画推進課
	審議会等女性委員名簿の作成	各種審議会等の女性委員の名簿を作成し情報提供する。	③人材リストの整備	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画情報誌の発行	再掲P1 I-1(1)	④活躍事例の収集・情報提供	○	継続	男女共同参画推進課

鹿児島市職業生活における女性活躍推進計画(鹿児島市女性活躍推進計画)(仮称)

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進

推進施策 (1) 男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<b>【拡充】</b> ①男女雇用機会均等法の周知徹底(セクハラ・マタハラ防止を含む)  「情報誌の発行や学習機会の提供等により、男女雇用機会均等法の周知と、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた広報啓発を行います。」  ※用語解説に「マタニティ・ハラスメント」を追記	男女共同参画センター運営事業(図書等の収集提供等)	再掲P3 I-1(3)	①労働に関する法制度等の資料の収集・提供	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画情報誌の発行	再掲P1 I-1(1)	①労働に関する法制度等の広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	労政広報紙の発行等	「中小企業のひろば」の発行等を行う。	①労働に関する法制度等の広報・啓発	○	継続	雇用推進課
	男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)	再掲P1 I-1(1)	①労働に関する法制度等の広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(学習会講師派遣)	再掲P2 I-1(1)	①労働に関する法制度等の広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	勤労女性センター事業(キャリアカウンセリング)	職業人としての生き方や仕事を充実させる方策など幅広い相談業務を行う。	①労働に関する法制度等の広報・啓発	○	継続	生涯学習課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進

推進施策 (2) 女性活躍に向けた人材育成の支援

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<b>【拡充】</b> ①先進企業の取組の好事例等の情報収集・提供 ②在職中の女性に対する能力向上等の支援 ③就業に関する相談体制の充実  「女性がいきいきと活躍する企業の取組の好事例等の情報を収集・発信するほか、キャリアカウンセリングなどの就業に関する相談事業、働く女性の能力向上のためのセミナー等を通して、働く場における女性活躍を支援します。」	男女共同参画情報誌の発行	再掲P1 I-1(1)	①優良企業や好事例の情報収集・提供	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画計画推進事業(おごじょ活躍推進事業)	あらゆる分野で活躍する先輩女性との意見交換会を開催する。(予定)	②働く女性の能力開発のための学習機会の提供	○	新規	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(能力開発講座等)	再掲P2 I-1(1)	②働く女性の能力開発のための学習機会の提供	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(学習会講師派遣)	再掲P2 I-1(1)	②働く女性の能力開発のための学習機会の提供	○	継続	男女共同参画推進課
	勤労女性センター事業(職能向上に関する講座)	再掲P8 II-1(3)	②働く女性の能力開発のための学習機会の提供	○	継続	生涯学習課
	男女共同参画センター運営事業(相談事業)	女性相談員による女性のための総合相談、法律相談、心理相談を実施する。	③就業に関する相談体制の充実	○	継続	男女共同参画推進課
	生活・就労支援センターかごしまの運営	生活と就労に関する相談がワンストップでできるよう、生活自立支援センター、ハローワークかごしま常設窓口、シルバー人材センター相談窓口を一体的に配置する。	③就業に関する相談体制の充実	○	新規	保護第一課
	勤労女性センター事業(キャリアカウンセリング)	再掲P8 II-2(1)	③就業に関する相談体制の充実	○	継続	生涯学習課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進  
 推進施策 (3) 多様な働き方に応じた支援と就業環境の整備

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの  
 △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①国、県、関係機関との連携による情報提供と広報、啓発活動、法制度の周知  「パートタイム労働、有期契約労働、派遣労働など多様な働き方に対し、公正な処遇が図られるよう、法制度等の情報の周知広報を進め、労働者福祉の向上を図ります。」	男女共同参画センター運営事業(図書等の収集提供)	再掲P3 I-1(3)	①働き方に関する法制度等の資料の収集・提供	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画情報誌の発行	再掲P1 I-1(1)	①働き方に関する法制度等の周知・広報	○	継続	男女共同参画推進課
	労政広報紙の発行等	再掲P8 II-2(1)	①働き方に関する法制度等の周知・広報	○	継続	雇用推進課
	ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業	ワーク・ライフ・バランスの推進について、リーフレットやセミナー等で紹介するとともに、ワーク・ライフ・バランスへの取組に意欲のある事業所へ無料のコンサルタントを派遣し具体的な取組を支援する。	①働き方に関する法制度等の周知・広報	○	継続	雇用推進課
	勤労女性センター事業(キャリアカウンセリング)	再掲P8 II-2(1)	①働き方に関する法制度等の周知・広報	△	継続	生涯学習課



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

推進施策 (4)再就職、起業、自営業等における女性の能力発揮と経営参画の促進

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<p><b>【拡充】</b>  <b>①女性の継続就業、再就職に対する支援(M字カーブ問題解消に向けた取組)</b>  <b>②起業支援の取組</b>  <b>③自営業等における女性の経営方針決定への参画促進と能力開発</b></p> <p>「多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がそれぞれの生き方を選択する際に、職業生活においてもその能力を十分に発揮できるように様々な支援を行います。          子育て・介護等しながら就業を目指す女性に対して、就職に役立つ情報や学習機会の提供、国等関係機関との連携などを通して再就職を支援します。          起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営助言等、支援の充実を図ります。          中小企業、農林水産業などの自営業に従事する女性の能力開発や経営参画のための研修会等や情報の収集提供を行います。」</p>	男女共同参画情報誌の発行	再掲P1 I-1(1)	①女性の継続就業、再就職に対する情報提供	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画計画推進事業(おごじょ活躍推進事業)	再掲P8 II-2(2)	①女性の継続就業等に対する情報提供 ②起業支援の取組 ③家族経営における女性の経営方	○	新規	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(能力開発講座等)	再掲P2 I-1(1)	①女性の継続就業、再就職に対する学習機会の提供	○	継続	男女共同参画推進課
	働きたい女性の就活応援事業(実計)	結婚・出産・育児・介護等を機に離職した女性をはじめ、本市の働く意欲のある女性の就職活動を後押しするため、「職場見学」と「就労支援セミナー」をセットにしたイベントを開催する。	①女性の継続就業、再就職に対する情報提供	○	新規	雇用推進課
	勤労女性センター事業(キャリアカウンセリング)	再掲P8 II-2(1)	①女性の継続就業、再就職に対する学習機会の提供	○	継続	生涯学習課
	新規創業者等育成支援事業	ソーホーかごしま及びソフトプラザかごしまにインキュベーション・マネージャー(IM)をそれぞれ配置し、経営・販路面のアドバイスやセミナー等を開催し、新規創業者等の育成支援を行う。 ・IMによる相談 ・創業スキル養成講座(基礎編・実践編) ・創業カフェ ・さつまおごじょ起業応援セミナー ・事業承継・第2創業サポートセミナー ・入居者等勉強会 ・資金調達支援 ・商談会等参加支援 ・ビジネスマッチング支援 ・関係機関とのネットワーク構築	②起業支援の取組	○	拡充	産業創出課
	ソーシャルビジネス促進事業	ソーシャルビジネスに関する事業者間のマッチング等を行うことにより、事業者の活動を支援し、ソーシャルビジネスの成長を促進する。 ・ソーシャルビジネス事業者の支援(相談・対応)	②起業支援の取組	△	継続	産業創出課
	農村女性活動等支援事業	鹿児島市農村女性等グループ連絡協議会の活動を支援する。	③自営業に従事する女性の能力開発・経営参画促進	○	継続	生産流通課
	都市農業センター農業研修ゾーンの運営	農業者を対象とした研修会及び一般市民を対象とした研修会を開催する。	③自営業に従事する女性の能力開発	△	継続	都市農業センター
	元気の出る中小企業支援事業	自主グループ等の実施する研修会等へ講師を派遣する。	③中小企業に従事する女性の能力開発	△	継続	産業支援課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進  
 推進施策 (5) 職業生活における女性の活躍のための支援

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの  
 △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<b>【拡充】</b> ①女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の支援 ②先進企業の取組の好事例等の情報収集・提供 ③先進企業の優遇措置の検討 ④市役所における女性活躍の推進 「女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価するための優遇制度を検討します。 鹿児島市においては、率先して一般事業主行動計画に基づき女性が活躍しやすい基盤づくりを推進します。」	男女共同参画センター運営事業(学習会講師派遣)	再掲P2 I-1(1)	①一般事業主行動計画策定の支援	△	継続	男女共同参画推進課
	労政広報紙の発行等	再掲P8 II-2(1)	①一般事業主行動計画策定の支援	○	継続	雇用推進課
	男女共同参画情報誌の発行	再掲P1 I-1(1)	②好事例の情報収集・提供	○	継続	男女共同参画推進課
	特定事業主行動計画に基づく取組	再掲P5 II-1(2)	④市における女性活躍推進	○	新規	人事課
		再掲P5 II-1(2)	④市における女性活躍推進	○	新規	消防局総務課
		再掲P6 II-1(2)	④市における女性活躍推進	○	新規	市立病院総務課
		再掲P6 II-1(2)	④市における女性活躍推進	○	新規	交通局総務課
		再掲P6 II-1(2)	④市における女性活躍推進	○	新規	水道局総務課
再掲P6 II-1(2)	④市における女性活躍推進	○	新規	船舶局総務課		

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

推進施策 (1)ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<b>【拡充】</b> <b>①ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する意識啓発</b> <b>②ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業の公共調達等における優遇措置</b> <b>③先進企業の取組の好事例等の情報収集・提供</b> 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が、企業や経済社会の活性化や個人生活の充実につながるものであることを踏まえ、長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方を推進するとともに、男性中新型労働慣行及び固定的性別役割分担意識の見直しの必要性について、管理職も含めて意識啓発を図ります。企業における取組を促進、評価するための優遇制度を充実します。ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の好事例等の情報を収集・発信します。」	男女共同参画情報誌の発行	再掲P1 I-1(1)	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 ③好事例等の情報収集・提供	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画啓発パンフレット等の配布	再掲P1 I-1(1)	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	サンエールフェスタ開催事業	再掲P1 I-1(1)	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)	再掲P1 I-1(1)	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(学習会講師派遣)	再掲P2 I-1(1)	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	労政広報紙の発行等	再掲P8 II-2(1)	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	○	継続	雇用推進課
	ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業	再掲P9 II-2(3)	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	○	継続	雇用推進課
	勤労女性センター事業(キャリアカウンセリング)	再掲P8 II-2(1)	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	○	継続	生涯学習課
	公民館管理運営事業	企業内生涯学習セミナーを実施する。	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	△	継続	生涯学習課
	建設工事等競争入札参加者の格付の実施	建設工事等競争入札参加者の格付を定める場合に、男女共同参画に関する項目について算定する。	②先進企業に対する優遇措置	○	継続	契約課
公共調達等における優遇措置の検討	公共調達等における優遇措置の導入について、実施に向けて研究を行う。	②先進企業に対する優遇措置	○	継続	男女共同参画推進課	
にこにこ子育て応援隊支援事業(職場のパパママ応援隊)	自社の従業員が子育てしやすいように職場環境を整え、職場生活と家庭生活の両立を支援する活動を行う企業などを「にこにこ子育て応援隊」(職場のパパママ応援隊)として認定し、情報発信を行う。	③好事例等の情報収集・提供	○	継続	こども政策課	

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

推進施策 (2)家事・育児・介護を行う労働者が働き続けられる環境の整備

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<b>【拡充】</b> <b>①男性の家事、育児、介護への参画のための学習機会や交流の場、情報の提供</b>  <b>②市職員の長時間労働の抑制と有給休暇取得推進</b>  <b>③市職員男性の育児休業取得の推進と育児・介護休業制度の定着</b>  「男性の家事や育児、介護への参画を促進するために、学習機会の提供、育児・介護当事者の交流の場や情報の提供などを行います。 市職員については、率先して長時間労働を抑制し、有給休暇の取得を推進するとともに、男性の育児休業取得について意識啓発を図り、育児・介護休業制度の定着を推進します。」	男女共同参画センター運営事業 (能力開発講座・市民活動支援事業)	男性の家庭や育児への参画を支援するため各種講座を開催する。	①男性の家事・育児・介護への参画促進	○	継続	男女共同参画推進課
	認知症オレンジサポーター養成事業(認知症介護教室)	介護家族の不安や負担を軽減するために認知症に関する正しい知識や接し方等の講義、参加者の交流を内容とした教室を開催する。	①男性の介護への参画促進	○	継続	長寿支援課
	ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業	再掲P9 II-2(3)	①男性の家事・育児・介護への参画促進	○	継続	雇用推進課
	公民館管理運営事業	再掲P4 I-2(3)	①男性の家事・育児・介護への参画促進	△	継続	生涯学習課
	生涯学習プラザ事業	再掲P4 I-2(3)	①男性の家事・育児・介護への参画促進	△	継続	生涯学習課
	社会学級の開設事業	再掲P2 I-1(1)	①男性の家事・育児・介護への参画促進	△	継続	生涯学習課
	「ノー残業デー」の実施	【長時間労働の抑制】 毎週水曜日を「ノー残業デー」に設定し、職員の時間外勤務を縮減することにより、職員の健康の維持等を図る。	②市職員の長時間労働の抑制	○	継続	職員課
	時差出勤の活用	【長時間労働の抑制】 職員の仕事と生活の調和の推進や、効率的な業務運営及び総労働時間の短縮等を図る。	②市職員の長時間労働の抑制	○	継続	職員課
	年休等取得計画表等の活用	【有給休暇取得促進】 年休取得計画表の活用や、休暇取得のきっかけづくりとしての「取得促進年休」の取組みを行う中で、計画的な年休取得を促す。	②市職員の長時間労働の抑制	○	継続	職員課 人事課
	「育児支援ハンドブック」等の配付	制度の改正等にあわせて「育児支援ハンドブック」を随時更新し、配付するなど、育児に関する制度等の周知を図る。 また、育児休業の体験談や取組事例などの情報提供を行う。	③市職員男性の育児休業取得の推進と育児休業制度の定着	○	継続	職員課 人事課
「男性職員の育児参加計画表」等の活用	育児参加計画表の活用や、研修等の機会を通じて、子育て支援に関する職員の意識啓発を図り、職場における子育てへの理解を深める。	③市職員男性の育児休業取得の推進と育児休業制度の定着	○	継続	人事課	



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

推進施策 (3)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<p><b>【拡充】</b>  <b>①多様な働き方に対応した子育て支援</b>  <b>②放課後等児童対策の充実</b>  <b>③地域における子育て支援体制の整備・充実</b>  <b>④子育て中の親などの社会参画の支援と相談の実施</b>  <b>⑤子育て世帯への経済的支援策の充実</b>  <b>⑥介護者の負担を軽減するサービスの充実</b></p> <p>「子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育の提供、延長保育、病児病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施などにより、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。  また、余裕教室の徹底活用や民間の活用などにより、計画的かつ積極的に児童クラブを整備します。  すこやか子育て交流館を核とした子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における子育て支援体制を整備・充実します。  子育て中の親に対して社会参画を支援するサポート、相談体制を充実します。  子育て世帯への経済的支援策を充実します。  また、介護者の負担を軽減するために、介護人材育成や介護サービスを充実します。」</p>	児童福祉施設整備費等補助事業	私立保育所等の施設整備に対する補助を行う。(保育所等整備交付金活用)	①多様な働き方に対応した子育て支援	○	拡充	保育幼稚園課
	待機児童解消のための保育所施設整備費等補助事業	待機児童解消のための私立保育所の施設整備に対する補助を行う。(市単補助)	①多様な働き方に対応した子育て支援	○	継続	保育幼稚園課
	病児・病後児保育事業	保育所等に入所中の児童等が病気の回復期等にあるため集団保育ができず、かつ、やむを得ない理由のために家庭で育児ができない場合に、一時的に施設で預かり、保育を実施する。	①多様な働き方に対応した子育て支援	○	拡充	保育幼稚園課
	延長保育事業	通常の利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。	①多様な働き方に対応した子育て支援	○	継続	保育幼稚園課
	一時預かり事業	一般型:家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等で一時的に預かる。 幼稚園型:幼稚園等において、主に在籍園児を通常の教育時間外に預かる。	①多様な働き方に対応した子育て支援	○	拡充	保育幼稚園課
	障害児保育事業	中度以上の障害児を受入れている保育所等に対し、その保育に要する経費を補助する。	①多様な働き方に対応した子育て支援	○	継続	保育幼稚園課
	軽度障害児保育事業	軽度の障害児を受入れている保育所等に対し、その保育に要する経費を補助する。	①多様な働き方に対応した子育て支援	○	継続	保育幼稚園課
	療育支援児保育事業	障害児保育・軽度障害児保育以外の保育の対象とならない療育支援児を受入れている保育所等に対し、その保育に要する経費を補助する。	①多様な働き方に対応した子育て支援	○	継続	保育幼稚園課
	保育士・保育所支援センター設置運営事業	待機児童の解消に向けて、保育の担い手となる保育士の安定的な確保が必要とされることから、保育士の再就職支援や保育士を目指す学生等の就職の促進などを行う支援センターを設置、運営する。	①多様な働き方に対応した子育て支援	○	継続	保育幼稚園課
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が疾病や育児疲れ等の事由によって、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に児童のショートステイ及びトワイライトを実施する。	①多様な働き方に対応した子育て支援	△	継続	こども政策課 谷山福祉部福祉課
	放課後児童健全育成事業	児童クラブを運営する。	②放課後等児童対策の充実	○	拡充	こども政策課 谷山福祉部福祉課
	児童クラブ施設整備事業	児童クラブの施設整備を行う。	②放課後等児童対策の充実	○	拡充	こども政策課
	放課後児童健全育成(市単)補助事業(27年度から「放課後児童健全育成補助事業」)	放課後児童健全育成事業を行う社会福祉法人等へ補助を行う。	②放課後等児童対策の充実	○	拡充	こども政策課
	児童センター運営事業	児童センターで児童に健全な遊び又は運動を提供する。	②放課後等児童対策の充実	○	継続	こども政策課
ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事の相互援助活動を実施する。	③地域における子育て支援体制の整備・充実	○	継続	こども政策課	
にこにこ子育て応援隊支援事業(地域でみんな応援隊)	子育て相談、託児支援、親子の交流の場の提供等、対象世帯の子育てに対する負担感を緩和し、地域で子育てを見守る活動を行う市民団体を「にこにこ子育て応援隊」(地域でみんな応援隊)として認定し、情報発信を行う。	③地域における子育て支援体制の整備・充実	○	継続	こども政策課	

①多様な働き方に対応した子育て支援  
 ②放課後等児童対策の充実  
 ③地域における子育て支援体制の整備・充実  
 ④子育て中の親などの社会参画の支援と相談の実施  
 ⑤子育て世帯への経済的支援策の充実  
 ⑥介護者の負担を軽減するサービスの充実

「子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育の提供、延長保育、病児病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施などにより、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。  
 また、余裕教室の徹底活用や民間の活用などにより、計画的かつ積極的に児童クラブを整備します。  
 すこやか子育て交流館を核とした子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における子育て支援体制を整備・充実します。  
 子育て中の親に対して社会参画を支援するサポート、相談体制を充実します。  
 子育て世帯への経済的支援策を充実します。  
 また、介護者の負担を軽減するために、介護人材育成や介護サービスを充実します。」

子育てサポーター養成事業	市民が自らの経験等を活かして子育てを支援することができるよう、「子育てサポーター」を養成するための講座を開催し、様々な子育て支援を行う人材を育成した。また、講座の終了後は子育てサポーター(ボランティア)として登録し、公共施設での託児や各種イベントに従事する等、地域の子育て力を向上させ、より子育てしやすい環境を整備する。	③地域における子育て支援体制の整備・充実	○	拡充	こども政策課
すこやか子育て交流館管理運営等事業	子育て家庭や子育て支援団体等の活動をさまざまな角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設として、親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、育児相談や子どもの一時預かり、講座やイベントの実施、子育てに関連する情報の発信や関係団体等との連携・情報の共有化を行い、子育て支援のネットワークづくりを進める。	③地域における子育て支援体制の整備・充実 ④子育て中の親などの社会参画の支援	○	継続	こども政策課
親子つどいの広場運営事業	子育て中の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感等の緩和を図るとともに、地域の子育て支援機能の充実等を図るため、「親子つどいの広場」を運営する。	③地域における子育て支援体制の整備・充実 ④子育て中の親などの社会参画の支援	○	継続	こども政策課
地域子育て支援センター事業	拠点保育所等において、子育て親子の交流の促進、育児不安等に対する相談指導、育児講座、地域の子育てサークル等の育成・支援、育児に関する情報の提供等を実施する。	③地域における子育て支援体制の整備・充実 ④子育て中の親などの社会参画の支援	○	継続	こども政策課
母親クラブ育成・支援事業	組織化が図られた母親クラブに対して、活動の促進を図るため、活動費に対する補助を行う。	④子育て中の親などの社会参画の支援	○	継続	こども政策課
保育所地域活動事業	地域の特性に応じた保育活動を推進する。	③地域における子育て支援体制の整備・充実	△	継続	保育幼稚園課
ちびっこ広場管理事業	子どもの路上遊びを防止し、近所の空き地等を利用して安全な遊び場を提供する。	③地域における子育て支援体制の整備・充実	△	継続	保育幼稚園課 谷山福祉部福祉課
育児支援事業	育児相談を実施する(母親の育児不安軽減等のため、保健センターや地域公民館、福祉館等で定期的に育児相談を実施する)。自主グループ育成(リーダー交流会等育児の自主学習グループの育成と活動を支援する)。	④子育て中の親などの社会参画の支援	△	継続	母子保健課
男女共同参画センター運営事業(託児室の運営)	サンエールかごしま利用者への託児を実施する。	④子育て中の親などの社会参画の支援	○	継続	男女共同参画推進課
男女共同参画センター運営事業(市民活動の情報提供)	登録団体の活動情報などを収集し提供する。	④子育て中の親などの社会参画の支援	○	継続	男女共同参画推進課
男女共同参画センター運営事業(相談事業)	再掲P8 II-2(2)	④子育て中の親などの社会参画の支援	△	継続	男女共同参画推進課
保育料の軽減	保育所等に入所する園児の保護者の所得状況に応じて、保育料を軽減する。	⑤子育て世帯への経済的支援	○	継続	保育幼稚園課
多子世帯保育料等軽減事業(保育所等)	満18歳未満の児童のうち、年長者から3人目以降に該当する保育所等入所児童について保育料を軽減する。	⑤子育て世帯への経済的支援	○	継続	保育幼稚園課
児童手当支給事業	中学校修了前までの児童を対象に児童手当を支給する。	⑤子育て世帯への経済的支援	○	継続	こども福祉課
こども医療費助成事業	中学3年生までのこどもの保険診療による医療費について助成する。	⑤子育て世帯への経済的支援	○	継続	こども福祉課
私立幼稚園就園奨励費補助事業	私立幼稚園に就園する3~5歳児の保護者の所得状況に応じて、設置者が保育料等を減免した場合に補助する。	⑤子育て世帯への経済的支援	○	継続	保育幼稚園課
多子世帯保育料等軽減事業(私立幼稚園)	私立幼稚園に就園する3~5歳児の多子世帯(18歳未満の子を3人以上扶養している世帯)の保護者で比較的所得が低い者に対し、設置者が3人目以降の保育料等を減免した場合に補助する。	⑤子育て世帯への経済的支援	○	継続	保育幼稚園課

就学援助事業	義務教育における学用品等の費用の一部を助成する。	⑤子育て世帯への経済的支援	○	継続	教委・総務課
家族介護講習会等開催事業	介護講習会、交流会(日帰り)を実施する。 ※要介護高齢者には、短期入所または訪問介護等を無料で提供する。	⑥介護負担の軽減	○	継続	長寿支援課
介護老人福祉施設等整備費補助事業	施設整備を行う社会福祉法人等に対し、その経費の一部を補助する。	⑥介護負担の軽減	○	継続	長寿支援課
認知症オレンジサポーター養成事業(認知症介護教室)	介護家族の不安や負担を軽減するために認知症に関する正しい知識や接し方等の講義、参加者の交流を内容とした教室を開催する。	⑥介護負担の軽減	○	継続	長寿支援課



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進  
推進施策 (1) 男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<p>①地域活動への多様な人々の参画促進</p> <p>②市民に対する消費者教育の推進</p> <p>③地域活動の活性化と市民活動の支援</p> <p>「地域における方針決定過程への女性の参画拡大や、多様な年齢層の男女の参画を促進するとともに、消費者として自主的かつ合理的に行動できるように支援します。 ボランティア活動や地域活動の活性化を図り、市民活動を支援します。」</p>	男女共同参画センター運営事業(男女共同参画推進リーダーの派遣)	再掲P3 Ⅱ-1(3)	①地域活動への多様な人々の参画促進	○	継続	男女共同参画推進課
	NPO連携推進事業	NPO、事業者等の連携を促進し、行政とNPO等とのネットワークづくりを推進するためのワークショップを行う。	①地域活動への多様な人々の参画促進	○	継続	市民協働課
	市民活動促進事業(市民活動応援講座の開催)	市民活動に必要な組織運営の手法や企画方法等のノウハウを習得するための講座を開催する。	③地域活動の活性化と市民活動の支援	○	継続	市民協働課
	サンエールフェスタ開催事業(市民活動支援)	サンエールフェスタの市民企画事業を公募し、参加したグループに必要な経費を5万円以内で助成する。	③地域活動の活性化と市民活動の支援	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(登録団体交流会)	男女共同参画センター登録団体の情報交換と交流を促進する交流会を実施する。	③地域活動の活性化と市民活動の支援	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(運営委員会の開催)	センター事業の運営への市民参画を促進するために開催する。	①地域活動への多様な人々の参画促進	○	継続	男女共同参画推進課
	地域福祉館管理運営事業・施設整備事業・保全整備事業	地域住民の福祉の増進を図ることを基本的な目標におき、高齢者や子どもたちのふれあいの場として、また、地域住民のコミュニティづくりの場として、併せてボランティア活動等地域の福祉活動を行う場として地域福祉館を運営・整備する。	③地域活動の活性化と市民活動の支援	○	継続	地域福祉課
	市社会福祉協議会補助金	ボランティアに関する情報収集やボランティア養成、相談・援助などを行い、市民活動の促進を図るためにボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会へ補助金を交付する。	③地域活動の活性化と市民活動の支援	○	継続	地域福祉課
	コミュニティ活動推進講座	コミュニティ組織のリーダーや事務処理を担う人材を育成するための講座を実施する。	③地域活動の活性化と市民活動の支援	○	継続	地域振興課
	町内会集会所建築等補助金	町内会等がコミュニティ活動の拠点となる集会所の建築等を行う場合、対象経費(100万円以上の場合に限る)の2分の1以内の額を補助する。	③地域活動の活性化と市民活動の支援	○	継続	地域振興課
	みんなで参加わがまちづくり支援事業	夏祭り、運動会など住民同士の親睦交流を図る活動や、文化祭、広報紙の発行など地域社会づくりのための活動を行う町内会に対し、その経費の一部を助成する。	③地域活動の活性化と市民活動の支援	○	継続	地域振興課
	消費者教育担い手育成事業	地域に根差した消費者啓発を促進するため「地域消費者リーダー」を育成する。	②市民に対する消費者教育支援	○	継続	消費生活センター
	消費者啓発事業	消費者啓発を推進するため、消費生活教室・出張講座等を実施する。	②市民に対する消費者教育支援	○	継続	消費生活センター



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進  
推進施策 (2) 防災における男女共同参画の推進

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①消防団・自主防災組織における活動等への女性の参画の拡大  ②防災現場への女性職員の適正な配置や防災の現場における男女共同参画の視点を取り入れた被災者支援など  「消防団、自主防災組織における活動等に女性の参画を拡大します。 地域防災計画の策定・執行にあたっては男女共同参画の視点を取り入れるとともに、消防行政においても女性消防吏員を増やすための取組を行うなど、女性職員の活用を図ります。」	安心安全地域リーダー育成事業	地域の防犯・事故防止、防災活動のリーダーを育成するため、「鹿児島市安心安全アカデミー」を開催する。 各マスターコース修了者に安心安全推進員を委嘱する。	①自主防災組織への女性の参画の推進	○	継続	安心安全課
	消防団活性化事業	地域住民に対して、女性消防団員としての視点を活かした活動を行なうことにより、消防団の活性化を推進する。 ①高齢者宅への防火訪問 ②応急手当法の普及推進 ③火災予防啓発の寸劇 ④防災関係各種行事への参加・運営支援	①消防団活動への女性の参画の推進	○	継続	消防局警防課
	地域防災計画の充実	地域防災計画の修正において、男女共同参画の視点を反映させた計画となるよう関係課と協議・調整を行う。	②男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の策定・執行	○	継続	危機管理課
	女性職員の活用	通報者や傷病者等に対して、女性の立場を活かした対応や現場活動を推進する。	②災害現場等での女性職員の活用	○	継続	消防局総務課
	災害時食糧等物資備蓄事業	大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活用品の備蓄を行う。 備蓄物資:アルファ米、保存用パン、毛布、紙おむつ、女性用品等	②防災分野への男女共同参画の推進のため	△	継続	地域福祉課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進  
推進施策 (3) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
「環境問題に関する市民の意識を喚起するとともに、市民団体の環境活動、ネットワークを支援し、環境分野における男女共同参画を推進します。」	かごしま環境未来館管理運営事業	かごしま環境未来館を拠点として参加体験型の環境学習講座等を実施する。	環境問題に関する市民意識の喚起	○	継続	環境政策課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性Ⅱ-5 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調  
推進施策 (1) 男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
「国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。」	男女共同参画センター運営事業(図書等の収集提供等)	再掲P2 I-1(3)	国際的な男女共同参画関連資料の収集・提供	○	継続	男女共同参画推進課
	サンエールフェスタ開催事業	再掲P1 I-1(1)	世界の男女共同参画についての情報提供等	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)	世界各国の生活・文化や女性問題・男性問題について認識を深めるため、外国人講師による講座を実施する。	外国人との交流による世界の男女共同参画についての学習機会の提供	○	継続	男女共同参画推進課

鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(鹿児島市DV対策基本計画)

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向性Ⅲ-1 配偶者等からの暴力の根絶

推進施策 (1) 配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<p>①DV根絶のための広報啓発</p> <p>②若年層へのDV予防教育の充実</p> <p>「DV根絶のための講座や研修会を実施し、あらゆる場で広報啓発活動を展開します。DVの発生を未然に防ぐためにデートDV講演会を開催するなど、若年者へのDV予防教育を充実します。」</p>	女性に対する暴力をなくす運動週間事業	女性への暴力を許さない社会づくりを目指し、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に講演会やパープルリボンキャンペーン等を実施する。	①DVに関する広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(図書等の収集提供)	再掲P2 I-1(3)	①DVに関する広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画情報誌の発行	再掲P1 I-1(1)	①DVに関する広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画啓発パンフレット等の配布	再掲P1 I-1(1)	①DVに関する広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	人権啓発活動事業	啓発資料やポスターを作製し、市民や事業所等へ配布するほか、市電、市営バス、民営バス、桜島フェリーに掲出を行い、女性の人権問題について啓発をする。	①DVに関する広報・啓発	○	継続	人権啓発室
	人権教育の推進	再掲P4 I-2(1)	①DVに関する広報・啓発	○	継続	学校教育課
	人権教育推進事業	再掲P4 I-2(1)	①DVに関する広報・啓発	○	継続	生涯学習課
	DV防止啓発誌の配布	DVに対する意識啓発、DVの未然防止のため、デートDV防止啓発誌を市内の高校1年生へ配布する。	②若年者へのDV予防教育	○	継続	男女共同参画推進課
	デートDV講演会の開催	DVの発生を未然に防ぐために、中学・高校生等を対象にデートDVに関する講演会を実施する。	②若年者へのDV予防教育	○	継続	男女共同参画推進課
	若者による若者のためのデートDV講座の開催	DVの発生を未然に防ぐために、中学・高校生等を対象にデートDVに関するワークショップを実施する。	②若年者へのDV予防教育	○	新規	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(DV被害者支援)	DV被害者の支援活動を行っている者等を対象とした講座を実施する。	①DVに関する広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター運営事業(学習会講師派遣)	再掲P1 I-1(1)	①DVに関する広報・啓発	○	継続	男女共同参画推進課
	学校教育での性教育の推進	学校からの要請に応じて講師を派遣する。	②若年者へのDV予防教育	○	継続	母子保健課

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向性Ⅲ-1 配偶者等からの暴力の根絶  
 推進施策 (2) 相談窓口の周知と相談体制の充実

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの  
 △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①相談窓口の周知 ②相談員の資質の向上と相談体制の充実 「市広報誌やリーフレット等を活用し、男女共同参画センター相談室(鹿児島市配偶者暴力相談支援センター)をはじめ、各相談窓口について広報・周知します。 関係機関の相談員のスキルアップを図り、相談体制を充実します。	カードサイズDVリーフレットの作成・配布	相談機関を掲載したカードサイズリーフレットを、市役所や地域公民館、医療機関等に配布する。	①相談窓口の周知	○	継続	男女共同参画推進課
	男性相談カードの作成・配布	サンエールかごしまの男性相談窓口情報を掲載したカードを、市施設等に配布する。	①相談窓口の周知	○	継続	男女共同参画推進課
	ホームページを通じた情報発信	ホームページにおいて相談窓口に関する情報を提供する。	①相談窓口の周知	○	継続	男女共同参画推進課
	市政広報紙による相談窓口の広報	市政広報紙によるサンエールかごしま相談室の広報を行う。	①相談窓口の周知	○	継続	男女共同参画推進課
	市政広報紙による相談窓口の広報	市政広報誌による婦人保護事業(女性相談)の広報を行う。	①相談窓口の周知	○	継続	こども福祉課
	男女共同参画センター運営事業(相談事業)	女性相談員による女性のための総合相談、法律相談、心理相談、再チャレンジ相談、男性相談員による男性相談を実施するほか、スーパービジョンを実施し相談員の資質の向上を図る。	②相談員の資質向上と相談体制の充実	○	継続	男女共同参画推進課
	婦人相談員設置事業	女性の身上や生活の相談に助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談対応等を行い、女性保護を図る。	相談体制の充実 ②相談員の資質向上と相談体制の充実	○	継続	こども福祉課 谷山福祉部福祉課
	DV防止庁内連絡会議	DV被害者に関わる庁内関係課で、DV防止庁内連絡会議を開催する。	②相談員の資質向上と相談体制の充実	○	継続	男女共同参画推進課
関係機関相談員研修・意見交換会	男女共同参画の視点を持って適切な相談対応を行うこと、各相談機関の連携を図ることを目指し研修会・意見交換会を実施する。	②相談員の資質向上と相談体制の充実	○	継続	男女共同参画推進課	

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向性Ⅲ-1 配偶者等からの暴力の根絶

推進施策 (3) 関係機関との連携の強化

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①関係機関との連携協力の推進 ②職務関係者からの二次被害防止対策 ③民間支援団体の育成支援と連携強化 「DV防止対策委員会を開催し、DV被害者への支援に係る関係機関との情報交換を密にし、官民双方向の支援・連携を強化します。 DV防止庁内連絡会議、関係機関相談員研修会等を実施して、職務関係者からの二次被害を防止します。 民間支援団体等への活動支援を検討します。」	DV防止対策委員会の開催	警察等の関係機関や学識経験者、関係団体の代表者等からなる鹿児島市DV防止対策委員会を開催する。	①関係機関等の連携・協力	○	継続	男女共同参画推進課
	関係機関相談員研修・意見交換会	再掲P22 Ⅲ-1(2)	①関係機関等の連携・協力	○	継続	男女共同参画推進課
	「鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を通じた関係機関との連携	地域内の各種人権啓発活動を総括的かつ効果的に推進するために設置されている同協議会を通じて関係機関との連携を図る。	①関係機関等の連携・協力	△	継続	人権啓発室
	県警との連携	DV防止対策委員会等を通じて県警察本部及び市内3署との連携を図る。	①関係機関等の連携・協力	○	継続	男女共同参画推進課
	県女性相談センター等との連携	3センター相談業務連絡会議等を通じて県女性相談センター、県男女共同参画センターとの連携を図る。	①関係機関等の連携・協力	○	継続	男女共同参画推進課
	DV防止庁内連絡会議	再掲P22 Ⅲ-1(2)	①関係機関等の連携・協力 ②二次被害の防止	○	継続	男女共同参画推進課
	民間支援団体等への活動支援の検討	DV被害者の支援(相談、付き添い、シェルター運営等)を行う民間団体への活動の支援(情報提供等を含む)を検討する。	③民間支援団体の活動支援	○	継続	男女共同参画推進課



基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向性Ⅲ-1 配偶者等からの暴力の根絶  
推進施策 (4) 被害者の保護と自立支援の充実

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの  
△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<p>①DV被害者の緊急避難先の確保</p> <p>②被害者の自立に向けた各種情報の提供と各種生活支援</p> <p>③被害者に配慮した各種制度の運用と情報管理</p> <p>「鹿児島県女性相談センター、母子生活支援施設等との連携により、DV被害者の保護・緊急避難先を確保します。 市営住宅の優先入居の取扱い、生活保護制度の活用、配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書の活用等により、自立生活を支援するとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心とした本市のDV被害者の支援体制の充実を図ります。 住民基本台帳事務における支援措置の適切な運用、また全庁的に情報管理を徹底して、被害者の安全を確保します。」</p>	民間支援団体等への活動支援の検討	再掲P23 Ⅲ-1(3)	①DV被害者の緊急避難先の確保 ②自立に向けた各種生活支援	○	継続	男女共同参画推進課
	子育て短期支援(ショートステイ)事業	再掲P14 Ⅱ-3(3)	①DV被害者の緊急避難先の確保	○	継続	こども福祉課 こども政策課 谷山福祉部福祉課
	配偶者暴力相談支援センター業務の実施	DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」の業務を実施し、相談体制・被害者支援の充実を図る。	②自立に向けた各種生活支援	○	継続	男女共同参画推進課
	県女性相談センターとの連携	3センター相談業務連絡会議等を通じて県女性相談センターとの連携を図る。	①DV被害者の緊急避難先の確保	○	継続	男女共同参画推進課
	法外扶助費(被保護世帯・準要保護世帯に対する扶助)	自立更正意欲の助長を目的として、被保護世帯及び準要保護世帯に対し見舞金等を支給する。	②自立に向けた各種生活支援	○	継続	保護第一課 谷山福祉部保護課
	被保護者就労支援事業	公共職業安定所職員OB等の専門員を雇用し、専門的に就労指導者等を実施できる体制づくりを行うことにより、被保護者の自立助長を図る。	②自立に向けた各種生活支援	○	継続	保護第一課 谷山福祉部保護課
	生活保護法による扶助費	生活に困窮する全ての市民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。	②自立に向けた各種生活支援	○	継続	保護第一課 谷山福祉部保護課
	配偶者からの暴力被害者の市営住宅入居の優遇措置	・配偶者からの暴力被害者で、裁判所の保護命令後5年未満である証明書等がある場合 ①公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情があり、住宅困窮要件や収入要件を満たす暴力被害者については、関係部局と協議を行った上で、原則1年以内の期間で目的外使用を許可する。 ②離婚の意思が確認できた暴力被害者については、婚姻関係が解消されたものとみなして、年4回の空家募集への申込みが可能。その際、抽選玉の増し玉を行い、当選確率を高める優遇措置を実施する。	②自立に向けた各種生活支援	○	継続	住宅課
	被保護者自立促進事業	生活保護の適正な運営及び被保護者の自立促進等(うち対象事業は勤労意欲助長事業)を行う。	②自立に向けた各種生活支援	○	継続	保護第一課
	児童福祉扶助費(母子生活支援施設運営費)	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその監護すべき児童の入所を実施する。	②自立に向けた各種生活支援	○	継続	こども福祉課 谷山福祉部福祉課
	ドメスティック・バイオレンス等の被害者に係る住民票の写しなどの交付制限	ドメスティック・バイオレンス等の被害者からの申出により、加害者からの住民票の写し等の請求を拒否することで被害者の保護を図る。	③被害者の個人情報の保護	○	継続	市民課
	住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施	制度利用を希望した事前登録者について、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者に交付した場合、その交付の事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果及び個人の権利の侵害を図る。	③被害者の個人情報の保護	○	継続	市民課
	各種手続きにおける情報管理の徹底	被害者の個人情報については、被害者の安全に十分配慮し、適切に取り扱う。	③被害者の個人情報の保護	○	継続	全課
	配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書の活用	ドメスティック・バイオレンス等の被害者からの申出により、来談証明書を用いて、保育園入所手続きにおける優遇措置を図る。	②自立に向けた各種生活支援	○	継続	保育幼稚園課
		ドメスティック・バイオレンス等の被害者からの申出により、来談証明書を用いて、各種受診券の交付を行う。	②自立に向けた各種生活支援	○	継続	保健予防課
ドメスティック・バイオレンス等の被害者からの申出により、来談証明書を用いて、母子手帳の交付を行う。		②自立に向けた各種生活支援	○	継続	母子保健課	

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向性Ⅲ-2 男女の人権の尊重と自立への支援

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

推進施策 (1)各種相談機能の充実

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<p>①男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図り心の健康づくりを支援するための相談体制の充実</p> <p>②性的指向や性同一性障害を理由に困難な状況に置かれている人や、男性に対する相談体制の確立と自殺予防に関する取組の充実</p> <p>「女性のための総合相談をはじめ、現代社会における男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るための相談体制を充実し、それぞれのライフステージに応じた心の健康づくりなどを支援します。また、性的指向や性同一性障害などを理由として困難な状況に置かれている人々に対しての相談体制、精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するほか、自殺に関する相談、自殺予防に関する啓発活動を充実します。」</p>	男女共同参画センター相談事業(女性のための総合相談・心理相談)	女性相談員及び臨床心理士による女性のための相談を実施する。	①心の健康づくりを支援する相談体制	○	継続	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター相談事業(男性相談)	男性相談員による男性のための相談を実施する。	②男性に対する相談体制の確立	○	継続	男女共同参画推進課
	保健福祉総合相談案内・窓口事業	保健や福祉に関することで相談先の分からない市民や、保健と福祉部門において多岐にわたる問題を抱えた市民のための相談・案内窓口を設置する。	①心の健康づくりを支援する相談体制	△	継続	健康総務課
	民生委員・児童委員活動促進事業	地域住民の福祉増進のため活動を行なっている民生委員・児童委員に対し、その活動に必要な費用を交付する。	①心の健康づくりを支援する相談体制	△	継続	地域福祉課
	サービス事業者提供事業(介護保険相談窓口)	介護保険及び介護保険に関連する保健、福祉及び医療に係る相談を窓口で受ける介護保険相談員を設置する。	①心の健康づくりを支援する相談体制	△	継続	介護保険課
	介護相談員派遣事業	介護サービス提供の場を訪問し、介護保険に係る相談を受ける介護相談員を設置する。	①心の健康づくりを支援する相談体制	△	継続	介護保険課
	ろうあ者福祉相談員設置事業	重度聴覚障害者の相談に応じ、適切な助言指導を行い、その自立と社会参加を促進する。	①心の健康づくりを支援する相談体制	△	継続	障害福祉課
	障害者基幹相談支援センター事業	障害者の生活の相談に応じ、情報提供や助言等、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行う。	①心の健康づくりを支援する相談体制	△	継続	障害福祉課
	婦人相談員設置事業	再掲P22 Ⅲ-1(2)	①心の健康づくりを支援する相談体制	○	継続	こども福祉課 谷山福祉部福祉課
	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に対する支援を行う。	①心の健康づくりを支援する相談体制	△	継続	こども福祉課 谷山福祉部福祉課
	家庭児童相談員設置事業	家庭における児童養育上の諸問題に対し、児童相談所など関係機関と連絡調整を図りながら助言・指導を行う。	①心の健康づくりを支援する相談体制	△	継続	こども福祉課 谷山福祉部福祉課
	精神保健福祉推進事業	うつ病などの精神的な病気・認知症・ひきこもり・アルコールやギャンブルなどの依存症・こころの健康(性同一性障害を含む)に関する相談に応じる。	①心の健康づくりを支援する相談体制 ②困難な状況にある人に対する相談体制	○	継続	保健予防課
	自殺対策事業	自殺に関する相談、自殺予防に係る啓発及びゲートキーパー養成講座を実施する。	②自殺予防の取組	○	継続	保健予防課
	市民相談	離婚の手続き、金銭貸借など日常発生する悩みごとについて、市民相談員、市職員による一般相談を実施する。(本庁、谷山・伊敷・吉野・吉田・桜島・喜入・松元・郡山支所) 民事上の法律問題について、弁護士による法律相談を実施する。(本庁、谷山支所) 人権に関することについて、人権擁護委員、法務局職員による人権相談を実施する。(本庁、谷山・伊敷・吉野・吉田・桜島・喜入・松元・郡山支所)	①心の健康づくりを支援する相談体制	○	継続	市民相談センター
人権教育の推進	再掲P3 I-2(1)	②困難な状況にある児童生徒に対する相談体制	○	継続	学校教育課	



基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向性Ⅲ-2 男女の人権の尊重と自立への支援

推進施策 (2)生涯を通じた男女の健康の支援

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①生涯にわたる男女の健康づくり支援 ②性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての普及啓発 ③健康増進のためのスポーツ活動の推進 ④妊娠・出産に関する健康支援 ⑤健康を脅かす問題への対策の推進  「生涯を通じた食育の推進、心身の健康の保持・増進のための健康教育、健康相談、健康指導等を推進するとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく母性保護、母性健康管理についての情報提供・意識啓発を図ります。健康増進のためにあらゆる年代に対応したスポーツ参加を促進します。妊娠・出産に関する健康支援、性差に応じた医療に関する知識の普及、薬物乱用についての広報啓発など健康を脅かす問題への対策を推進します。」	健康増進計画推進事業	第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」(平成25年度～34年度)に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現を目指し、市民や関係機関・団体と一体となって市民の健康づくりを推進する。 ・体にやさしいかごしまメニューのお店事業 ・たばこの煙のないお店事業 ・ウォーキングの普及・啓発	①生涯にわたる健康づくり支援 ⑤健康を脅かす問題への対策の推進	○	継続	健康総務課
	働く世代の健康づくり事業	企業との協働により、働く世代の生活習慣の改善やメンタルヘルスの対策などの健康づくり事業に取り組む。	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	健康総務課
	健康増進施設管理運営事業	健康増進施設において、各施設の特色を活かし、健康づくりに関する講座等を引き続き実施する。	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	健康総務課
	母と子の健康教室事業(育児教室)	健康づくり等の知識・技術の普及を図るために育児教室を開催する。	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	母子保健課
	育児支援事業	育児相談を実施する(母親の育児不安軽減等のため、保健センターや地域公民館、福祉館等で定期的に育児相談を実施する)。自主グループ育成(リーダー交流会等育児の自主学習グループの育成と活動を支援する)。	①生涯にわたる健康づくり支援	△	継続	母子保健課
	元氣いきいき検診事業	一般健康診査・半日がん検診・がん検診等を実施する。	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	保健予防課
	生活習慣改善支援事業	65歳未満の者を対象に生活習慣病予防等を目的とした集団健康教育及び健康相談を実施する。	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	保健予防課
	シニア世代のヘルスプロモーション事業(仮) (既存の介護予防健康教育事業と高齢者健康相談事業を統合)	65歳以上の者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等を目的とした集団健康教育及び健康相談を実施する。	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	保健予防課
	学校教育での性教育の推進	再掲P21 Ⅲ-1(1)	②リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての普及啓発	○	継続	母子保健課
	学校教育での性に関する指導の推進	保健学習や保健指導など全教育活動を通じた性に関する指導(エイズ教育を含む)の推進及び性に関する指導推進事業を実施する。	②リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての普及啓発	○	継続	保健体育課
	勤労女性センター事業(職能向上・生活支援講座)	再掲P1 I-1(1)	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	生涯学習課
	開業助産師研修会	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の普及・啓発及び家族計画などの具体策についての研修会を実施する。	②リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての普及啓発	○	継続	母子保健課
	養護教諭研修会及び保健担当者研修会	養護教諭研修会及び保健担当者研修会において、性感染症の予防等についての理解を深めることにより、児童生徒への指導に活用する。 性に関する指導や飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育などに関する研	⑤健康を脅かす問題への対策の推進	○	継続	保健体育課
	市民体力づくり事業(スポーツ教室等の開設)	弓道教室他、スポーツ教室、ニュースポーツ体験講座等、健康体力相談を実施する。	③健康増進のためのスポーツ参加促進	○	継続	保健体育課
スポーツ大会等イベントの開催(スポーツ教室等の開設)	市民生き生きスポ・レクフェスタを開催する。	③健康増進のためのスポーツ参加促進	○	継続	保健体育課	

スポーツ大会等社会体育事業の開催	各種スポーツ大会を開催する。 (バレーボール、バドミントン、卓球、剣道)	③健康増進のためのスポーツ参加促進	○	継続	保健体育課
地域スポーツクラブ運営活性化事業	地域主体のスポーツクラブの運営を活性化するため、スポーツ教室運営を委託する。	③健康増進のためのスポーツ参加促進	○	継続	保健体育課
生涯スポーツ指導者養成経費	社会体育指導者研修会等を開催する。	③健康増進のためのスポーツ参加促進	△	継続	保健体育課
妊婦健康診査・健康相談事業	妊産婦の健康を維持・増進し、健やかな子どもの誕生を支援するため、妊婦健康診査、妊産婦健康相談、母親・父親になるための準備教室を実施する。	④妊娠・出産に関する健康支援	○	継続	母子保健課
乳幼児健康診査事業	乳幼児の異常を早期に発見し、適切な措置を講じるため健康診査や栄養、歯科、育児指導を行い、子どもの健やかな成長を支援する。	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	母子保健課
産後ケア事業 (27年度～妊娠・出産包括支援事業)	産後の母体の回復や育児に不安を抱える母子を対象に、入所や日帰りによる母体管理や育児指導を助産所に委託し、入所に係る費用を援助する。	④妊娠・出産に関する健康支援	○	継続	母子保健課
不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るために配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	④妊娠・出産に関する健康支援	○	継続	母子保健課
風しん予防対策事業	先天性風しん症候群の予防のため、予防接種が必要である風しん感受性者を効率的に抽出するための抗体検査費用の助成を行う。	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	保健予防課
特定感染症検査等事業	ウィルス性肝炎、HIV感染症及び性感染症に関する正しい知識の普及啓発、相談受付、検査を実施する。	②リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての普及啓発	○	継続	保健予防課
各種補助金(薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会)	薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会への補助を行うことで、薬物乱用防止のための啓発活動を推進する。	⑤健康を脅かす問題への対策の推進	○	継続	青少年課
食育推進事業	食育推進委員会や食育推進ネットワーク等の関係機関・団体等による連携を推進し、ホームページや情報紙を活用し食育に関する情報を発信する。	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	健康総務課
食育フェスタ開催事業	食に関する学習や体験活動を通じて食育の推進を図るため、鹿児島女子短期大学と連携し、食育フェスタを開催する。	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	健康総務課
地域食育推進事業	年代やテーマを考えた講演会や料理教室を開催する。	①生涯にわたる健康づくり支援	○	継続	保健予防課



基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向性Ⅲ-2 男女の人権の尊重と自立への支援  
 推進施策 (3)男女の人権が尊重される社会環境の整備

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの  
 △…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
①セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ②女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくり ③有害環境の浄化(女性の人権を尊重した表現への取組) ④子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策 「学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止のための研修や広報啓発活動を推進します 女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを進めます。 青少年健全育成活動を推進し、人権侵害につながる有害環境の浄化に努めます。 子どもに対する暴力・虐待に対して総合的な対策に取り組めます。」	男女共同参画センター運営事業(学習会講師派遣)	企業や団体が開催する男女共同参画に関する学習会へ講師を派遣する。(セクシュアル・ハラスメント一つのテーマ)	①セクシュアル・ハラスメントの防止	○	継続	男女共同参画推進課
	デートDV講演会 若者による若者のためのデートDV講座	DVの発生を未然に防ぐため、中学生～大学生等を対象に、自分も相手も尊重する人間関係についての講演・ワークショップを行う。	②女性に対する暴力の発生を防ぐ取組	○	継続	男女共同参画推進課
	女性に対する暴力をなくす運動週間事業	女性への暴力を許さない社会づくりを目指し、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に講演会やパープルリボンキャンペーン等を実施する。	②女性に対する暴力の発生を防ぐ取組	○	継続	男女共同参画推進課
	セーフコミュニティにおけるDV防止の取組	安心安全なまちづくりに向け、セーフコミュニティの手法を用いて、DV防止対策委員会を中心としたDVを未然に予防する取組を推進する。	②女性に対する暴力の発生を防ぐ取組	○	継続	男女共同参画推進課
	青少年補導センター事業(有害環境の浄化)	街頭補導活動を実施し、有害環境の浄化を図る。	③有害環境の浄化	○	継続	青少年課
	児童虐待対策事業	「要保護児童対策地域協議会」の活動として、要保護児童の早期発見や防止、虐待児童の保護を図るため、関係機関と情報を共有し適切な連携のもと対応する。	④子どもに対する暴力・虐待対策	○	継続	こども福祉課
	育児支援家庭訪問事業	出産後まもない時期において子育てに不安を抱える家庭等に対し、助産師による家庭訪問を実施することにより、安定した児童の養育を図る。	④子どもに対する暴力・虐待対策	○	継続	こども福祉課
	家庭児童相談員設置事業	再掲P25 Ⅲ-2(1)	④子どもに対する暴力・虐待対策	○	継続	こども福祉課 谷山福祉部福祉課
	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児相談や子育て情報の提供を行い、支援が必要な家庭に対して早期に適切なサービスを実施する。	④子どもに対する暴力・虐待対策	○	継続	母子保健課
	新生児・妊産婦訪問指導事業	新生児・妊産婦に対して個別に家庭訪問し、適切な保健指導を実施する。	④子どもに対する暴力・虐待対策	○	継続	母子保健課

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向性Ⅲ-2 男女の人権の尊重と自立への支援

推進施策 (4) 様々な困難に直面する人々への支援

※関連 ○…事業の目的が男女共同参画計画(改定案)に言及されていることに合致するもの

△…事業の効果が男女共同参画計画(改定案)に関わるもの

具体的施策	事業名	事業内容	計画との関連	関連	種別	所管課
<p>①ひとり親家庭等に対する支援</p> <p>②困難な状況に置かれた人々への支援</p> <p>③外国人が安心して暮らせる環境づくり</p> <p>「貧困など生活上困難な状況に置かれたひとり親家庭等に対して、経済的・社会的自立を促進するために、きめ細やかな支援を行います。複合的な課題を抱える生活困窮者に対する相談体制を整備するとともに、その自立を支援します。外国人への多言語対応による情報提供など、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。」</p>	民生安定資金貸付事業	自立して生計を営むことができない者や援護を必要としている母子世帯等に対し、資金の貸付を行い、民生の安定と福祉の増進を図る。	①ひとり親家庭等に対する支援 ②困難な状況に置かれた人々への支援	○	継続	地域福祉課
	愛の福祉基金事業	基金の運用利息等により、ひとり親家庭等の児童が中学校に入学した時に、図書カードを贈呈する。	①ひとり親家庭等に対する支援	△	継続	こども福祉課
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	児童(20歳未満)を扶養しているひとり親家庭等に対し、その自立の支援と生活意欲の助長を図るため、修学資金等の貸付を行う。	①ひとり親家庭等に対する支援	○	継続	こども福祉課
	母子・父子家庭等たすけあい資金貸付事業	ひとり親家庭等が日常生活において、緊急一時的に必要とする小口資金の貸付を市母子寡婦福祉会に委託し実施する。	①ひとり親家庭等に対する支援	○	継続	こども福祉課
	母子・父子家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭等に対し保険診療による医療費について助成する。	①ひとり親家庭等に対する支援	○	継続	こども福祉課
	母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭等の自主的な職業能力開発の推進及び資格取得等の促進を図るため給付金を支給する。	①ひとり親家庭等に対する支援	○	継続	こども福祉課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が修学や疾病等により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する。	①ひとり親家庭等に対する支援	○	継続	こども福祉課
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を実施する。	①ひとり親家庭等に対する支援	○	継続	こども福祉課
	ひとり親家庭等生活支援講習会事業	ひとり親家庭等に対し、育児や健康づくりなど地域での生活を支援するための生活支援講習会を実施する。	①ひとり親家庭等に対する支援	○	継続	こども福祉課
	母子・父子自立支援員設置事業	再掲P25 Ⅲ-2(1)	①ひとり親家庭等に対する支援	○	継続	こども福祉課 谷山福祉部福祉課
	婦人相談員設置事業	再掲P22 Ⅲ-1(2)	①ひとり親家庭等に対する支援	△	継続	こども福祉課 谷山福祉部福祉課
	市民福祉手当支給事業 (遺児等修学手当)	ひとり親家庭等の義務教育中の児童等の養育者に、児童一人あたり年額24,000円(所得が限度額を超えた場合は半額)を支給する。	①ひとり親家庭等に対する支援	○	継続	こども福祉課
	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の児童の養育者に対し、児童扶養手当を支給する。	①ひとり親家庭等に対する支援	○	継続	こども福祉課
	未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除みなし適用	婚姻の有無に関わらず、ひとり親家庭の子育て支援につながる事業(保育料など36事業)について、寡婦(夫)控除のみなし適用を行う。	①ひとり親家庭等に対する支援	○	継続	こども福祉課
	被保護者自立促進事業	再掲P24 Ⅲ-1(4)	②困難な状況に置かれた人の自立支援	○	継続	保護第一課
	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の相談業務を行い、関係機関との連絡調整や支援計画の策定を行うことで、生活困窮者の自立・就労に必要な支援を行う。	②困難な状況に置かれた人の自立支援	○	継続	保護第一課
	就職困難者等雇用促進助成事業	母子家庭の母、父子家庭の父等就職が特に困難なものを雇用した事業主に対して鹿児島市就職困難者等雇用奨励金を支給する。	①ひとり親家庭等に対する支援	△	継続	雇用推進課
	精神保健福祉推進事業	再掲P25 Ⅲ-2(1)	②困難な状況に置かれた人の自立支援	○	継続	保健予防課
	国際交流アドバイザー配置事業	外国人住民の日常生活の相談や市民のための国際交流、海外旅行に関するアドバイスを行うために、国際交流アドバイザー3名(英語圏、韓国語圏、中国語圏各1名)を配置する。	③外国人が安心して暮らせる環境づくり	○	継続	国際交流課

	鹿児島市国際交流財団負担金	市民主体の幅広い国際交流活動を促進することにより、国際都市鹿児島の発展に寄与することを目的とする公益財団法人鹿児島市国際交流財団に負担金を支出する。	③外国人が安心して暮らせる環境づくり	○	継続	国際交流課
--	---------------	--	--------------------	---	----	-------